



最高裁秘書第 2516 号

平成 29 年 6 月 1 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

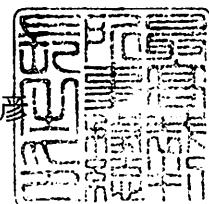
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諒問第 21 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年5月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年5月30日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

現職裁判官全員について10年の任期がいつ満了するかが書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月12日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「現職裁判官全員について10年の任期がいつ満了するかが書いてある文

書」とは、現職裁判官全員に関する10年の任期満了日が記載された名簿等の何らかの一覧性を有する文書と解すべきところ、各裁判官の任期満了日は、それぞれの任命日に応じて法律上定まるものであり、司法行政事務を処理するに際し、現状において、現職裁判官全員の任期満了日を一覧性をもって把握、確認する必要はないから、現職裁判官全員の任期がいつ満了するかを記載した一覧性を有する文書を作成又は取得していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。